

令和5年第4回定例会提出議案の説明資料

議案 番号	件名	担当部課	頁
1	柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務部 人事課	1
2	柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	健康医療部 保険年金課	2
3	柏市子ども・子育て支援複合施設条例の制定について	こども部 こども政策課	3
4	工事の請負契約の締結について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）	環境部 清掃施設課	8
5	指定管理者の指定について（運動場、プール及び体育館）	市民生活部 スポーツ課	9
6	指定管理者の指定について（市営住宅及び共同施設等）	都市部 住宅政策課	11
7	指定管理者の指定について（あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園）	都市部 公園緑地課	12
8	訴えの提起について	財政部 債権管理課	13
9	訴えの提起について	財政部 債権管理課	14
10	示談の締結及び損害賠償の額の決定について	環境部 北部クリーンセンター	15
11	令和5年度柏市一般会計補正予算について（第5号）	財政部 財政課	16
12	令和5年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	16
13	令和5年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	16
14	令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	17
15	令和5年度柏市水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	17
16	令和5年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）	財政部 財政課	17

議案第 1 号 柏市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 1 号は、職員の定数を改めるため、柏市職員定数条例の一部を改正しようとするものです。

内容は、次のとおりです。

1 職員の定数を次のとおり改めること（第 2 条関係）。

区分	改正前	改正後	増減
市長の事務部局の職員	1, 887 人	1, 988 人	101 人
上下水道企業の事務部局の職員	114	117	3
議会の事務部局の職員	17	17	—
選挙管理委員会の事務部局の職員	10	10	—
監査委員の事務部局の職員	8	8	—
農業委員会の事務部局の職員	9	9	—
教育委員会の事務部局及び教育機関の職員	282	290	8
消防職員	456	471	15
合計	2, 783	2, 910	127

2 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行すること。

議案第 2 号 柏市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 2 号は、国民健康保険法施行令の改正に伴い出産被保険者の基礎賦課額等の所得割額及び均等割額の減額について定めること等を行うため、柏市国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者（以下「出産被保険者」という。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該年度分の保険料に係る基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が柏市国民健康保険条例第 19 条に規定する額を超える場合には、同条に規定する額）とすること（第 23 条の 4 第 1 項関係）。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日又は出産の日の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3 月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に 12 分の 1 を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 この条例は、令和 6 年 1 月 1 日から施行すること。

議案第 3 号 柏市子ども・子育て支援複合施設条例の制定について

議案第 3 号は、子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、柏市子ども・子育て支援複合施設条例を制定しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 総則

(1) 設置（第 1 条関係）

子どもの健やかな育ち及び子育て家庭の子育てを支援するため、柏市子ども・子育て支援複合施設（以下「複合施設」という。）を設置すること。

(2) 位置（第 2 条関係）

複合施設の位置は、柏市柏四丁目 9 番 7 号とすること。

2 柏駅前送迎保育ステーション

(1) 設置（第 3 条関係）

保育の利用に係る家庭の利便性の向上を図るため、複合施設に柏駅前送迎保育ステーション（以下「送迎ステーション」という。）を設置すること。

(2) 業務（第 4 条関係）

送迎ステーションは、児童福祉法（以下「法」という。）第 39 条第 1 項に規定する保育所，就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園その他規則で定める施設（（3）において「保育所等」という。）の利用に係る児童の送迎の際の一時的な保育を実施すること。

(3) 対象児童（第 5 条関係）

送迎ステーションの利用の対象となる児童（（4）及び（5）において「対象児童」という。）は、次に掲げる要件を満たす児童とすること。

- ア 満 3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した者であること。
- イ 子ども・子育て支援法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第 20 条第 4 項に規定する教育・保育給付認定子ども又は同法第 30 条の 4 第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第 30 条の 8 第 1 項に規定する施設等利用給付認定子どもであること。
- ウ 市長が別に定める保育所等に入所等をしていること。
- エ 児童の居住地と当該児童が入所等をしている保育所等の位置が離れていること等により、保護者（法第 6 条に規定する保護者をいう。以下同

じ。)による送迎が困難と認められること。

(4) 利用者の範囲（第6条関係）

送迎ステーションを利用することができる者は、対象児童の保護者であって、市内に住所を有するものとする。

(5) 利用の許可等（第7条関係）

ア 送迎ステーションを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならないこと。

イ アの許可（以下（5）及び（6）において「許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならないこと。

ウ 市長は、許可に際し、送迎ステーションの管理運営上必要な条件を付することができること。

エ 市長は、次のいずれかに該当するときは、許可をしないことができること。

(ア) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。

(イ) イの申請をした者（（ウ）及び（エ）において「申請者」という。）が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(ウ) 申請者が送迎ステーションを損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(エ) 申請者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(オ) （ア）から（エ）までに掲げるもののほか、送迎ステーションの管理運営上支障があると認めるとき。

(6) 使用料（第10条及び別表関係）

許可を受けた者は、児童1人につき月額1,000円（午後6時から午後7時までの間に利用をしたときは、当該利用1回当たり100円を加算した額）を納付しなければならないこと。

3 遊びの広場

(1) 設置（第14条関係）

子どもの主体的な遊びを促進し、及び保護者相互の交流を支援するため、複合施設に遊びの広場を設置すること。

(2) 利用者の範囲（第15条関係）

遊びの広場を利用することができる者は、満9歳に達する日以後の最初

の3月31日までの間にある児童及びその児童と同伴する保護者その他市長が適当と認める者とする事。

(3) 利用の許可等（第16条関係）

ア 遊びの広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない事。

イ アの許可（ウ及びエにおいて「許可」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければならない事。

ウ 市長は、許可に際し、遊びの広場の管理運営上必要な条件を付することができる事。

エ 市長は、イの申請をした者が次のいずれかに該当するとき又は遊びの広場の管理運営上支障があると認めるときは、許可をしないことができる事。

(ア) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(イ) 遊びの広場を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(ウ) 営利を目的として利用すると認めるとき。

(エ) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(4) 使用料（第18条関係）

遊びの広場の使用料は、徴収しない事。

4 乳幼児一時預かり施設

(1) 設置（第20条関係）

保護者の子育ての負担を軽減するため、複合施設に乳幼児一時預かり施設（以下「一時預かり施設」という。）を設置すること。

(2) 業務（第21条関係）

一時預かり施設は、保護者が一時的に家庭での保育が困難となる場合に、当該保護者の児童を一時的に預かり、保育を実施すること。

(3) 対象児童（第22条関係）

一時預かり施設の利用の対象となる児童（（4）から（6）までにおいて「対象児童」という。）は、次に掲げる要件を満たす児童とする事。

ア 市内に住所を有している事。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

イ 生後6か月から小学校就学の始期に達するまでの者である事。

ウ 学校教育法第1条に規定する幼稚園、法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律第2条第6項に規定する認定こども園その他規則で定める施設等に入所等をしていないこと。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(4) 利用者の範囲（第23条関係）

一時預かり施設を利用することができる者は、対象児童の保護者とする
こと。

(5) 登録（第24条関係）

ア 一時預かり施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の登録を受
けなければならないこと。

イ アの登録（以下（5）及び（6）において「登録」という。）を受け
ようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければ
ならないこと。

ウ 市長は、次のいずれかに該当するときは、登録をしないことができる
こと。

(ア) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めると
き。

(イ) イの申請をした者（（ウ）から（オ）までにおいて「申請者」とい
う。）が偽りその他不正の手段により登録を受けようとするとき。

(ロ) 申請者が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(ハ) 申請者が一時預かり施設を損傷し、又は滅失するおそれがあると認
めるとき。

(ニ) 申請者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(ホ) （ア）から（オ）までに掲げるもののほか、一時預かり施設の管理
運営上支障があると認めるとき。

(6) 利用の許可等（第27条関係）

ア 登録を受けた者（イ及びエにおいて「登録者」という。）は、一時預
かり施設を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなけ
ればならないこと。

イ アの許可（以下（6）及び（7）において「許可」という。）を受け
ようとする登録者は、規則で定めるところにより、市長に申請をしなければ
ならないこと。

ウ 市長は、許可に際し、一時預かり施設の管理運営上必要な条件を付す
ることができること。

エ 市長は、次のいずれかに該当するときは、許可をしないことができること。

(ア) 対象児童に対し、安全な保育を実施することができないと認めるとき。

(イ) イの申請をした登録者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(ウ) (ア) 及び (イ) に掲げるもののほか、一時預かり施設の管理運営上支障があると認めるとき。

(7) 使用料（第29条及び別表関係）

許可を受けた者は、児童1人につき1時間当たり500円を納付しなければならないこと。この場合において、利用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、当該端数を1時間とみなすこと。

5 施行期日

(1) 1及び2は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

(2) 3及び4は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。

議案第 4 号 工事の請負契約の締結について（柏市清掃工場基幹的設備改良工事）

議案第 4 号は、柏市清掃工場基幹的設備改良工事について、次のとおり請負契約を締結しようとするものです。

1 場所

柏市船戸山高野 5 3 8 番地

2 概要

(1) ごみ焼却施設

受入供給設備，燃焼設備，燃焼ガス冷却設備，排ガス処理設備，余熱利用設備，通風設備，灰搬出設備，電気計装設備，建築設備等の更新等

(2) 粗大ごみ処理施設

受入供給設備，不燃・粗大ごみ処理設備（破碎設備，選別設備，集じん設備等），建築設備，電気計装設備等の更新等

3 契約の方法

総合評価一般競争入札

4 契約金額

1 4, 0 8 0, 0 0 0, 0 0 0 円

5 契約の相手方

東京都大田区羽田旭町 1 1 番 1 号

荏原環境プラント株式会社 営業第一部

部長 今 井 孝 治

議案第 5号 指定管理者の指定について（運動場，プール及び体育館）

議案第5号は，運動場，プール及び体育館の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 柏市富勢運動場
- (2) 柏市逆井運動場
- (3) 柏市柏の葉庭球場
- (4) 柏市宮田島運動場
- (5) 柏市塚崎運動場
- (6) 柏市利根運動場
- (7) 柏市柏の葉公園運動場
- (8) 新十余二第一公園多目的広場
- (9) 新十余二第二公園庭球場
- (10) 松葉第一近隣公園野球場
- (11) 松葉第二近隣公園庭球場
- (12) 手賀の丘公園野球場
- (13) 手賀の丘公園庭球場
- (14) 手賀の丘公園多目的広場
- (15) 手賀の丘公園ゲートボール場
- (16) しいの木台公園庭球場
- (17) 大津ヶ丘中央公園野球場
- (18) 大津ヶ丘中央公園庭球場
- (19) 柏市ひばりが丘市民プール
- (20) 柏市逆井市民プール
- (21) 柏市船戸市民プール
- (22) 大津ヶ丘中央公園市民プール
- (23) 柏西口第一公園市民プール
- (24) 柏市中央体育館
- (25) 柏市沼南体育館

2 指定管理者となる団体

鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷二丁目8番17号新鎌ヶ谷Fタワー503号室

株式会社協栄 千葉支店

支店長 朝 武 孝 雄

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日（大津ヶ丘中央公園市民プールにあっては、令和8年3月31日）まで

議案第 6 号 指定管理者の指定について（市営住宅及び共同施設等）

議案第 6 号は、市営住宅及び共同施設等の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
市営住宅及び共同施設等
- 2 指定管理者となる団体
東京都世田谷区用賀四丁目 10 番 1 号
株式会社東急コミュニティー
代表取締役 木 村 昌 平
- 3 指定の期間
令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

議案第 7号 指定管理者の指定について（あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園）

議案第7号は、あけぼの山公園及び柏市あけぼの山農業公園の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定しようとするものです。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) あけぼの山公園
- (2) 柏市あけぼの山農業公園

2 指定管理者となる団体

東京都港区南麻布一丁目6番30号

あけぼの山はなやぎプロジェクト

構成員 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号

(代表者) 株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮 島 浩 彰

構成員 東京都港区芝一丁目12番7号

株式会社グローバル

代表取締役 村 木 孝

構成員 東京都世田谷区千歳台一丁目1番18号

株式会社ランドフローラ

代表取締役 川 村 秀 一

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第 8 号 訴えの提起について

議案第 8 号は、市営住宅の明渡し等の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

本市の市営住宅である柏市新逆井二丁目 7 番市営住宅逆井団地の 1 室の建物（以下「本件建物」という。）について、入居者であった相手方が長期間にわたり家賃を滞納していたため、本市は、本件建物の賃貸借契約を解除し、相手方に対して本件建物の明渡し並びに滞納家賃、滞納家賃に対する遅延損害金及び本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、本市に対し、本件建物を明け渡せ。
- (2) 相手方は、本市に対し、滞納家賃金 5 7 1, 3 0 0 円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）を支払え。
- (3) 相手方は、本市に対し、令和 4 年 4 月分から令和 5 年 8 月分までの滞納家賃に対する当該家賃の各月ごとの納期限の翌日から支払済まで年 3 パーセントの割合による遅延損害金を支払え。
- (4) 相手方は、本市に対し、本件建物の明渡しの遅延に係る損害賠償金を支払え。
- (5) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び（2）から（4）までについて仮執行の宣言を求める。

議案第 9号 訴えの提起について

議案第9号は、診療報酬及び高額療養費の不当利得返還金の請求に係る訴えを提起しようとするものです。

主な内容は、次のとおりです。

1 訴えの概要及び理由

本市が相手方に支払った国民健康保険法第45条第1項に規定する診療報酬（以下「診療報酬」という。）及び国民健康保険法施行令第29条の4第1項に規定する高額療養費（以下「高額療養費」という。）について、相手方が、A病院が診療報酬の算定方法に規定する要件を満たしていなかったにもかかわらず、特別入院基本料を加算した金額を本市に請求していたことが判明したため、当該特別入院基本料に係る民法第703条に規定する不当利得返還金及びこれに対する遅延損害金の支払を求める訴えを提起しようとするもの

2 請求の趣旨

(1) 相手方は、本市に対し、診療報酬及び高額療養費に係る不当利得返還金 6,267,183円（訴訟の期日までに相手方の支払の状況によって金額が減額となったときは、その減額後の額）及びこれに対する令和5年1月19日から支払済まで年3パーセントの割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は、相手方の負担とする。

との判決及び（1）について仮執行の宣言を求める。

議案第10号 示談の締結及び損害賠償の額の決定について

議案第10号は、道路上で発生した事故について、次のとおり示談を締結し、及び損害賠償の額を定めようとするものです。

1 事故の概要

(1) 発生日時

令和4年11月2日 午前9時10分頃

(2) 発生場所

柏市あけぼの四丁目231番5先の市道上

(3) 事故の内容

職員の運転する塵芥車^{じんがい}が後退した際、相手方の運転する相手方所有の原動機付自転車が当該塵芥車を避けようとしてブロック塀に接触し、さらに、当該塵芥車が当該原動機付自転車の前部に接触したことにより当該原動機付自転車が転倒し、当該原動機付自転車の前部及び左側のボディー等を破損し、並びに相手方が腰部等を負傷したものと見られる。

2 示談及び損害賠償の相手方

柏市在住 A

3 示談の内容及び損害賠償の額の決定

柏市は、損害賠償金として、相手方に対し金2,240,373円を支払う。

4 仮示談の締結年月日

令和5年11月8日

議案第11号 令和5年度柏市一般会計補正予算について（第5号）

議案第11号は、令和5年度柏市一般会計予算の総額を約6億6,222万円増額し、約1,561億4,277万円に補正しようとするほか、継続費の追加、繰越明許費の追加並びに債務負担行為の追加及び変更に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第12号 令和5年度柏市介護保険事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第12号は、令和5年度柏市介護保険事業特別会計予算の総額を600万円増額し、約318億7,880万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第13号 令和5年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第13号は、令和5年度柏市柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業特別会計予算の総額を約1億4,253万円減額し、約13億6,947万円に補正しようとするほか、継続費の設定及び債務負担行為の廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第14号 令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計補正予算について（第2号）

議案第14号は、令和5年度柏市学校給食センター事業特別会計予算の総額を210万円増額し、約4億9,323万円に補正しようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第15号 令和5年度柏市水道事業会計補正予算について（第2号）

議案第15号は、令和5年度柏市水道事業会計予算の資本的支出の予定額を約4億2,596万円減額し、約4億4,768万円に補正しようとするほか、継続費の変更及び廃止に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

議案第16号 令和5年度柏市下水道事業会計補正予算について（第2号）

議案第16号は、令和5年度柏市下水道事業会計予算の債務負担行為の追加に係る補正をしようとするものです。

主な内容は、別冊の令和5年度11月補正予算（案）の概要のとおりです。

